

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律 施行規則の一部を改正する省令案について【概要】

I. 雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

1 高年齢者雇用安定助成金

(1) 高年齢者活用促進コースの見直し

- 支給上限額を現行の 500 万円から 1,000 万円に引き上げる。

【現行制度の概要】

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備として、新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、定年の引上げ等の措置を実施した事業主に対して、助成金を支給。

《助成金対象事業主》

- ・ 高年齢者の活用促進のため、雇用環境整備を実施した事業主

《支給額》

- ・ 要した費用の 2 分の 1（中小企業は 3 分の 2）

（60 歳以上の被保険者 1 人あたり 20 万円を上限（上限 500 万円））

(2) 高年齢者労働移動支援コースの見直し

- 公共職業安定所の紹介による再就職と民間の職業紹介事業者による再就職の双方を対象とする。
- 改正高年齢法の施行により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しないことによる離職者が定年後（現在は 61 歳以降）に生じることから、当該基準非該当離職者についても対象とする。

【現行制度の概要】

定年を控えた高年齢者でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、定年前一年間に、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して、助成金を支給。

《助成金対象事業主》

- ・ 定年を控えた高年齢者でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主

《支給額》

- ・ 対象者 1 人につき 70 万円

（短時間労働者の場合は 1 人につき 40 万円）

2 両立支援等助成金

(1) 中小企業両立支援助成金（休業中能力アップコース）の廃止

- 休業中能力アップコースについては、政策目的・手法が同じ支援策として、キャリア形成促進助成金（育休中・復職後等能力アップコース）を支給することとするため、廃止する。

【現行のコースの概要】

育児休業・介護休業を取得した労働者が、スムーズに職場復帰できるようなプログラムを実施した事業主に対し助成。

(2) ポジティブ・アクション能力アップ助成金の創設

- ポジティブ・アクションとして「女性の職域拡大」「女性の管理職登用等」に向けた取組を積極的に行う事業主を支援するため、ポジティブ・アクション能力アップ助成金を創設。
- ポジティブ・アクション能力アップ助成金の創設に伴い所要の整理を行う。

【新規事業の概要】

企業が「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」内の「ポジティブ・アクション応援サイト」又は「女性の活躍推進宣言コーナー」において女性の活躍促進についての数値目標を設定・公表し、ポジティブ・アクションとして女性の職域拡大、管理職登用等に必要とされる能力の付与のため等の一定の研修プログラムを実施し、かつ、当該数値目標を達成した事業主に対して助成金を支給。

《助成金対象事業主》

- ・女性の活躍促進についての数値目標を設定・公表し、一定の研修プログラムを実施し、かつ、当該数値目標を達成した事業主

《支給限度額》

- ・1企業当たり中小企業 30 万円、大企業 15 万円

3 人材確保等支援助成金

(1) 中小企業労働環境向上助成金の見直し

- 個別中小企業助成コースについて、重点分野関連事業主が健康づくり制度を導入した場合にも助成対象を拡充する。

【現行制度の概要】

雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的として、労働環境向上のための措置を講じた中小企業事業主や事業協同組合等に対して助成するもの。

《助成金対象事業主》

(個別中小企業助成コース)

- ・健康・環境・農林漁業分野等の重点分野関連中小企業事業主
- ・介護関連事業主

(団体助成コース)

- ・健康・環境・農林漁業分野等の重点分野関連中小企業事業主を構成員として含む事業協同組合等

《支給額》

(個別中小企業助成コース)

- ・評価・処遇制度の導入 40 万円
- ・研修体系制度の導入 30 万円
- ・健康づくり制度の導入 30 万円 (※介護関連事業主に限る)
- ・介護福祉機器等の導入 導入に要した費用の 1 / 2 (上限 300 万円) (※介護関連事業主に限る)

(団体助成コース)

- ・1 年間の労働環境向上事業の実施に要した経費の 2 / 3 (認定組合の規模に応じて上限 600 万円～1,000 万円)

(2) 建設労働者確保育成助成金の見直し

① 認定訓練の賃金助成額の見直し

- 認定訓練の賃金助成額の拡充 (現行：4,000 円→改正後：5,000 円)

【現行制度の概要】

雇用する建設労働者に対して、有給で認定訓練を受講させた場合 (キャリア形成促進助成金又はキャリアアップ助成金の支給を受けていることが必要)、賃金の一部を助成。

《助成対象事業主》

- ・中小建設事業主

《支給額》

- ・認定訓練を受講した建設労働者 1 人 1 日当たり 4,000 円

② 技能実習 (建設労働者の技能の向上のための実習をいう。以下同じ。) の経費助成率・賃金助成額等の見直し

- 技能実習 (委託の場合) の経費助成率の拡充 (現行：7 割→改正後：8 割)
- 被災三県の技能実習の経費助成率の拡充 (現行：9 割 (委託の場合 7 割) →改正後：10 割) <暫定措置>
- 技能実習を委託して実施する場合の委託先の追加
現 行：登録教習機関又は登録基幹技能者講習実施機関
改正後：登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関又は中小建設事業主団体等 (本

助成金の経費助成対象となる実習（下記により新たに追加される技能検定に関する訓練を除く。）を実施する中小建設事業主団体等に限る。）

○ 技能実習の賃金助成額の拡充（現行：7,000 円→改正後：8,000 円）

○ 助成対象訓練の拡充（技能実習の一部として追加）

建設業法第 27 条第 1 項の技術検定に関する訓練（教育訓練給付金の対象となる訓練であって、指定教育訓練実施者に委託して行うものに限る。）の追加

（経費助成）受講料のうち事業主が負担した額の 8 割（ただし 1 つの技能実習について、1 人あたり 20 万円を上限。）＜被災三県以外の中小建設事業主又は中小建設事業主団体等＞

※ 被災三県の中小建設事業主又は中小建設事業主団体等については、10 割＜暫定措置＞

（賃金助成）1 つの技能実習について 1 人 1 日あたり 8,000 円に、当該実習を受けさせた日数（通学による日数に限る。一の実習について、20 日分を限度とする。）を乗じて得た額＜中小建設事業主＞

【現行制度の概要（経費助成）】

雇用する建設労働者に技能実習を自ら行う場合又は登録教習機関等（登録教習機関又は登録基幹技能者講習実施機関）に委託して技能実習を行う場合、経費の一部を助成。

《助成対象事業主》

・ 中小建設事業主または中小建設事業主団体等

《支給額》

・ 技能実習の実施に要した実費相当額の 9 割（委託の場合は受講料のうち事業主が負担した額の 7 割）。ただし 1 つの技能実習について、1 人あたり 20 万円を上限。

【現行制度の概要（賃金助成）】

その雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成。

《助成対象事業主》

・ 中小建設事業主

《支給額》

・ 1 つの技能実習について 1 人 1 日あたり 7,000 円かつ 20 日分を上限。

③ 若年労働者の確保及び職場への定着に資する雇用管理制度の整備に関する事業のうち、雇用する労働者に対して雇用管理研修等を受講させた場合の賃金助成額の拡充（現行：7,000 円→改正後：8,000 円）

【現行制度の概要】

雇用する労働者に対して、有給で雇用管理研修等を受講させた場合、賃金の一部を助成。

《助成対象事業主》

- ・ 中小建設事業主
- 《支給額》
- ・ 1つの雇用管理研修等について1人1日当たり7,000円かつ6日分を上限。

4 キャリアアップ助成金

(1) キャリアアップ助成金〔人材育成コース〕(派遣事業主活用型)の創設

- 派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練実施計画を作成し、派遣先事業主が紹介予定派遣で受け入れる派遣労働者を、訓練終了後に自社の正規雇用労働者として雇用することを目的に、派遣先事業所内での実習(OJT)と座学等(OFF-JT)を組み合わせた訓練を実施する場合に、派遣先事業主と派遣元事業主に訓練に要した費用の一部を助成する措置を追加。

【現行制度の概要】

雇用する非正規雇用労働者に訓練を実施する事業主に、訓練に要した費用の一部を助成。

《対象事業主》

- ・ 非正規雇用労働者に訓練を実施する事業主

《支給額》

- ・ OFF-JT (賃金助成)

1人1時間あたり中小企業800円・大企業500円

- ・ OFF-JT (経費助成)

1人当たり次の額(実費が次の額を下回る場合は実費を限度)

100時間未満 中小企業10万円・大企業7万円

100時間以上200時間未満 中小企業20万円・大企業15万円

200時間以上 中小企業30万円・大企業20万円

- ・ OJT (実施助成)

1人1時間あたり中小企業・大企業700円

5 障害者雇用促進助成金

(1) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の見直し

- 民間職業紹介事業者等の紹介により対象者を新たに雇用した事業主も対象とする。

【現行制度の概要】

発達障害者及び難病患者の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。

《助成対象事業主》

発達障害者又は難病患者（手帳を所持しない者に限る。）を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

《支給額》

50 万円（中小企業 135 万円）

（２）精神障害者等雇用安定奨励金の見直し

- 精神障害者雇用安定奨励金について、助成対象の取組に「新規雇用した精神障害者に対し、自らのストレスケアに関する講習を受講させた場合」を追加。

【現行制度の概要】

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、精神障害者を新たに雇い入れるとともに、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給。

《助成対象事業主》

新たに精神障害者を雇入れ、以下のア～オのいずれかを実施する事業主

ア 精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱

イ 社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させる

ウ 従業員に社内で行う精神障害に関する講習又は外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させる

エ 在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置

オ 新規雇用した精神障害者が体調不良等により休職した場合に、精神障害者の代替要員を確保

《支給額》

上記ア～オに要した費用の 1／2 （上限 100 万円）

- 重度知的・精神障害者職場支援奨励金について、精神障害者を雇用した場合の助成金の支給期間を現状の 2 年から 3 年に延長する。

【現行制度の概要】

重度知的障害者又は精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、新規雇用した重度知的障害者又は精神障害者の雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し、奨励金を支給。

《助成対象事業主》

新たに重度知的障害者又は精神障害者を雇入れ、職場支援員を配置する事業主

《支給額》

支給期間は 2 年間、職場支援員 1 人につき障害者は 3 人を上限

短時間労働者以外 月 3 万円（中小企業 月 4 万円）

短時間労働者 月 1.5 万円（中小企業 月 2 万円）

(3) 障害者トライアル雇用奨励金

【事業概要】

公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等の紹介により障害者に対しトライアル雇用を行う事業主に対し奨励金を支給。

《助成対象事業主》

以下の障害者をトライアル雇用する事業主

ア 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介日において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者

イ 紹介日前2年以内に、2回以上離職又は転職を繰り返している者

ウ 紹介日において離職している期間が6箇月を超えている者

エ 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

オ 精神障害者又は発達障害者のうち、その障害の特性等により、1週間の所定労働時間を10時間以上20時間未満として雇い入れられることを希望する者であつて、当該雇入れ日から起算して1年を経過する日までの間に1週間の所定労働時間を20時間以上とすることを希望する者

《支給額》

アからエまでに該当する雇入れ 障害者1人につき、月4万円

オに該当する雇入れ 障害者1人につき、月2万円

(4) 障害者初回雇用奨励金の見直し

- 民間職業紹介事業者等の紹介により対象者を新たに雇用した事業主も対象とする。

【現行制度の概要】

公共職業安定所等の紹介により、初めて雇用率制度の対象となる障害者を雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に奨励金を支給する。

《助成対象事業主》

障害者雇用の経験のない中小企業（従業員数50人以上300人以下の企業）

《支給額》

120万円

6 認定訓練助成事業費補助金

(1) 認定訓練助成事業費補助金（震災特例分）の見直し

- 東日本大震災の被災地への特例について、平成26年度末まで延長する。

【現行制度の概要】

平成25年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を1/2から2/3

に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を1／3から1／2に引き上げる。

7 キャリア形成促進助成金

(1) キャリア形成促進助成金（東日本大震災に伴う特例措置）の見直し

- 東日本大震災の復旧・復興状況を勘案し、特定被災区域外におけるキャリア形成促進助成金の特例措置を廃止し、特定被災区域内の事業主のみを対象とする特例措置の延長を実施する。

【現行制度の概要】

被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材の育成を推進するため、キャリア形成促進助成金の特例措置（訓練経費や訓練中の賃金への助成率引き上げ（経費助成1／3→1／2、賃金助成1h当たり400円→1h当たり800円等）を行う。

《対象事業主》

- ・ 特定被災区域（東京都を除く災害救助法適用市町村の区域）内に所在し、その雇用する労働者に職業訓練を実施する事業主
- ・ 特定被災区域外において、震災等の影響に伴う事業活動の縮小等により、新たな事業展開のためその雇用する労働者に職業訓練を実施する中小企業事業主。

II 施行期日等

1. この省令は、平成26年4月1日から施行するものとする。
2. この省令の施行前に改正前の各助成金の支給を受けることができたこととなった事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定めるものとする。
3. その他所要の規定の整備を行うものとする。